



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月30日金曜日 第614号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施……………（自然保護課）… 428
- 水防警報を行う河川の指定の一部改正……………（河川課）… 430
- 洪水浸水想定区域の指定（82件）……………（ 〃 ）… 430
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 439
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（中予地方局地域福祉課）… 439
- 道路の供用開始（県道上尾峠久万線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 439
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 440
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ）… 440
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ 〃 ）… 440
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ 〃 ）… 440
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ 〃 ）… 441
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（南予地方局農村整備課）… 441

公 告

- 狩猟免許試験の施行……………（自然保護課）… 441
- 小型バスの購入……………（会計課）… 443

人事委員会規則

- 愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 444

選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正……………（選挙管理委員会）… 445

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第489号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和7年9月14日に満了する者

2 適性試験等の実施の日時及び場所

所 管 の 地 方 局	会 場 の 名 称	実 施 日 時	実 施 場 所	
			会 場	所 在 地
東 予 地 方 局	東 予 第 1 会 場	令和7年7月15日（火）午後1時30分	東予地区自動車整備協同組合 自動車会館	新居浜市本郷3丁目5番35号
同 上	東 予 第 2 会 場	令和7年7月16日（水）午後1時	今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地 1
同 上	東 予 第 3 会 場	令和7年7月17日（木）午前9時30分	同 上	同 上
同 上	東 予 第 4 会 場	令和7年7月22日（火）午後1時30分	四国中央市福祉会館（4階多 目的ホール）	四国中央市三島宮川四丁目6 番55号

同	上	東 予 第 5 会 場	令和7年7月23日（水）午後1時30分	同	上
同	上	東 予 第 6 会 場	令和7年8月19日（火）午後1時	今治市玉川総合公園運動場多目的体育館（グリーンピア玉川）（大ホール）	今治市玉川町摺木甲108番地
同	上	東 予 第 7 会 場	令和7年8月23日（土）午後1時30分	東予地方局西条庁舎（7階大会議室）	西条市喜多川796番地1
中 予 地 方 局		中 予 第 1 会 場	令和7年7月10日（木）午前9時	久万町民館（2階ホール）	上浮穴郡久万高原町久万188番地
同	上	中 予 第 2 会 場	令和7年7月15日（火）午後1時	中島総合文化センター（大会議室）	松山市中島大浦2962番地
同	上	中 予 第 3 会 場	令和7年7月18日（金）午前10時	東温市川内公民館（第一会議室）	東温市南方264番地
同	上	中 予 第 4 会 場	令和7年7月23日（水）午前10時	松山市北条コミュニティセンター（ふれあいホール）	松山市北条辻6番地
同	上	中 予 第 5 会 場	令和7年8月7日（木）午前10時	松前総合文化センター（ふるさと学習室）	伊予郡松前町大字筒井633番地
同	上	中 予 第 6 会 場	令和7年8月18日（月）午後1時	中山地区公民館（第1会議室）	伊予市中山町出淵2番耕地138番地1
同	上	中 予 第 7 会 場	令和7年8月21日（木）午前10時	砥部町中央公民館（講座室）	伊予郡砥部町宮内1369番地
同	上	中 予 第 8 会 場	令和7年8月24日（日）午前9時	中予地方局（7階大会議室）	松山市北持田町132番地
南 予 地 方 局		南 予 第 1 会 場	令和7年7月16日（水）午後1時	平コミュニティセンター（大ホール）	大洲市徳森2280番地2
同	上	南 予 第 2 会 場	令和7年7月27日（日）午前9時	南予地方局（7階大会議室）	宇和島市天神町7番1号
同	上	南 予 第 3 会 場	令和7年7月31日（木）午後1時	内子町共生館（五十崎自治センターホール）	喜多郡内子町平岡甲185番地1
同	上	南 予 第 4 会 場	令和7年8月5日（火）午後1時30分	南予地方局愛南庁舎（会議室）	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
同	上	南 予 第 5 会 場	令和7年8月7日（木）午後1時	南予地方局八幡浜庁舎（7階大会議室）	八幡浜市北浜一丁目3番37号
同	上	南 予 第 6 会 場	令和7年8月19日（火）午後1時	愛媛県歴史文化博物館（2階第1・第2研修室）	西予市宇和町卯之町4丁目11番地2
同	上	南 予 第 7 会 場	令和7年8月22日（金）午前9時	南予地方局（7階大会議室）	宇和島市天神町7番1号

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課（以下「林業課」という。）とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適性試験等の日時及び場所を変更する場合がある。

○愛媛県告示第490号

水防警報を行う河川の指定（平成20年10月愛媛県告示第1449号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
水系名	河川名	区 間	水系名	河川名	区 間
省略			省略		
須賀川	省略		須賀川	省略	
来村川	来村川	左岸 宇和島市祝森字松平甲2226番地先から 海まで 右岸 宇和島市祝森字松平甲2226番地先から 海まで			
省略			省略		

○愛媛県告示第491号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、金生川水系金生川（水位周知区間の上流区間）、横川川、古下田川、庄田川、利家川、谷川、久保ノ内川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第492号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、金生川水系下川川、柴生北川、日浦谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第493号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、檜木川水系檜木川、古子川、城谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第494号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、荷内川水系荷内川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部、四国中央土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第495号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、又

野川水系又野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第496号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、落神川水系落神川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第497号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、阿島川水系阿島川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第498号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渦井川水系桜川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第499号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渦井川水系室川、界谷川、金剛院谷川、浪多川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第500号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、種川水系種川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第501号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、山之内川水系山之内川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第502号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、宮脇川水系宮脇川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第503号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、樋之口川水系樋之口川、養老川、柚田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第504号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中井出川水系中井出川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第505号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大川水系大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第506号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、中川水系中川、猿子川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第4項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第507号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系高市川、日野浦川、夫婦川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第508号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系玉谷川、多居谷川、中野川、猿谷川、山中川、篠谷川、鍛冶屋谷川、板谷川、大駄場川、池の谷川、竹の谷川、本谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第509号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、天神川水系天神川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、

同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第510号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、古小川水系古小川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第511号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、大谷川水系殿田川、八反地川、保田川、梢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第512号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、森川水系森川、三秋川、荒谷川、立場谷川、白木谷川、長谷川、葉之浦川、鎌谷川、長崎谷川、水口谷川、本谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第513号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系栗田川、兵庫川、ヲトシ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第514号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系壬生川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第515号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系安別当川、柿谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第516号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系柚の木川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第517号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系イビシヨ谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第518号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系中山川、麓川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第519号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系中山川、高谷川、藤の郷川、麓川、仏道川、小狭川、下地野尾川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所、中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第520号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系小田川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第521号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系長田川、畑子谷川、勘太郎川、小貝谷川、村前川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第522号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系鶴川、景山川、松尾谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第523号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系立石川、小田子川、豊谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設

省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第524号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、肱川水系田渡川、登議川、桜原川、高市川、蔵頭川、大込川、畑谷川、後谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所、中予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第525号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、肱川水系大平川、打木川、船戸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第526号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、肱川水系宮ガ瀬川、立石川、裾野川、本郷川、郷頭川、篠谷川、溪寿寺川、谷尻川、八河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第527号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、肱川水系椽元川、大貸川、長谷川、大暮川、小畑川、赤岩川、上森山川、小藪川、大谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第528号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、肱川水系河辺川、大成川、キビシ川、長崎川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第529号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、出海川水系出海川、出海川放水路に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第530号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、千丈川水系五反田川、八代川、湯藤川、流田川、中津大川、西光川、入寺川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第531号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により朝立川水系朝立川、長滝川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所、八幡浜土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第532号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により肱川水系船戸川(下流)、ヒジリ川、横滝川、和藤地川、戸志賀瀬川、戸石川、カウリウ川、クリミ谷川、岩崎川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所、大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第533号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系野井川（上流）、宮ヶ谷川、奥山川、古屋川、下蔭川、柳沢川、泉川、西川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第534号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、肱川水系野井川（下流）、下蔭川、柳沢川、泉川、西川、松葉川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第535号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系魚成川、中津川、北谷川、町西川、鍛冶屋谷川、椋ロジ川、成穂川、梅の木田川、田穂川、風登川、松本川、吉の坂川、駄倉川、窪前川、沖川、寺谷川、清水川、道坂川、川井谷川、鍛冶屋畑川、城ヶ谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第536号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系黒瀬川（下流）、大久保川、上谷川、杖の窪川、三百川、池尻川、今田川、下惣川、安家谷川、中尾田川、源光川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第537号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系三滝川（上流）、寺野川、桂川、中野川、板取川、片平川、後岩川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第538号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系三滝川（下流）、葛籠川、中尾川、坂本川、久井川、祓川、中津川、黒瀬川（中流）、白谷川、本川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第539号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系黒瀬川（上流）、日原川、安尾川、菊野谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第540号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により大川水系大川、宮崎川水系宮崎川、多聞寺川、東川水系東川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第541号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系船戸川（上流）、惣津川、柳沢川、烏帽子川、ジャホリ川、ウツキ川、カイソウ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備え

置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第542号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系長谷川、カイチ川、観音川、赤潰川、瀬田川、泉川、カ子ノコ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第543号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系中屋敷川、石神川、論田川、オソゲ坂川、芭蕉田川、柳沢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第544号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系稲生川、内場川、狭谷川、長谷川、樽川、寺谷川、駕谷川、横松川、荒間地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第545号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により肱川水系倉谷川、カラ谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第546号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により東川水系東川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第547号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により谷道川水系谷道川、南谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第548号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により三島川水系三島川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第549号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により皆江大川水系皆江大川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局西予土木事務所に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第550号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により鶴間川水系鶴間川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備えて置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第551号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により須賀

川水系光満川、高串川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第552号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により須賀川水系金丸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第553号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により辰野川水系辰野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第554号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、神田川水系神田川、本村川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第555号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により渡川水系渡川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第556号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により立間川水系高畑川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第557号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により立間川水系白井谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第558号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により成谷川水系成谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第559号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により日ノ地川水系日ノ地川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第560号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により立間尻川水系立間尻川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第561号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により広見川水系広見川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第562号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により渡川水系三間川（水位周知区間の上流区間）、大堀川、瀬平川、下中川、面谷川、長谷川、向の奥川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第563号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により渡川水系石迫川、道三川、荒谷川、金銅川、川内川、西ノ川、小出川、下川、内洞川、ノゾイ川、登尾川、耳取川、小淵川、内平ヶ谷川、長沢川、西谷川、堂ノ奥川、セバサコ川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第564号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系太田川、告森川、ヲモ谷川、ロウロウ川、表田川、竹谷川、駄馬川、寺谷川、大黒川、面田川、家の奥川、鼓木川、枢川、御所の谷川、小黒川、瀬越川、芥川、守屋川、左衛門滝川、宮ヶ谷川、鎌ヶ谷川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第565号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系大宿川、榎川、大畑川、畔屋川、内山川、スダニ川、久甲川、牛打川、権台川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第566号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、渡川水系戸石川、奈良川、二股瀬川、市の又川、谷山川、今在家川、丸山川、黒田川、勢波佐川、有瀬川、成泰川、船の川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第567号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、僧都川水系和口川、長月川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第568号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、僧都川水系佐国川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第569号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、僧都川水系西柳川、菅沢川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第570号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、僧都川水系大久保川、山出川、鹿鳴川、僧都川（水位周知区間の上流区間）に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第571号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、蓮

乗寺川水系蓮乗寺川、不老川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第572号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、惣川水系惣川、赤木川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第4項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備えて閲覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第573号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般－6）第18339号	令和6年8月28日	㈱Roop e's	丹羽 健介	四国中央市上分町817－2	令和7年4月2日	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 塗装工事業	建設業の廃止
（般－4）第15194号	令和4年11月25日	藤新塗装	藤田 伸三	新居浜市南小松原町12－13	令和7年4月3日	塗装工事業	建設業の廃止
（般－4）第18900号	令和4年11月15日	阿部庭石	阿部 久江	今治市古国分2－2－40	令和7年4月3日	造園工事業	建設業の廃止
（般－3）第18698号	令和3年8月17日	㈱西雅工業	西川 雅彦	四国中央市中曾根町325－10	令和7年4月24日	鉄筋工事業	建設業の廃止
（般－3）第10154号	令和3年6月11日	三協開発㈱	三好 初美	四国中央市金生町下分748－1	令和7年4月30日	造園工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年5月30日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510181	株式会社くえすと	愛媛県伊予郡砥部町拾町111番地2	安原雅之	居宅介護	くえすと	愛媛県伊予郡砥部町拾町111番地2	令和7年5月31日

○愛媛県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名乙1844番8から 同町二名乙1844番8まで	令和7年5月30日

○愛媛県告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社つむぎ	訪問介護ライフサポートつむぎ	愛媛県宇和島市宇和津町一丁目1番9号	令和7年4月1日	訪問介護
社会福祉法人西予総合福祉会	特定施設入居者生活介護事業所三楽園	愛媛県西予市三瓶町二及2番耕地466番地1	令和7年4月1日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人西予総合福祉会	特定施設入居者生活介護事業所三楽園	愛媛県西予市三瓶町二及2番耕地466番地1	令和7年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ訪問看護ステーション歩	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目486番地	令和7年3月31日	訪問看護
宇和島地区広域事務組合	宇和島地区広域事務組合登録ヘルパー派遣事業所光来園	愛媛県宇和島市保田甲806番地	令和7年3月31日	訪問介護
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	大洲市社会福祉協議会 訪問介護事業所 長浜	愛媛県大洲市長浜甲489番地の1	令和7年3月31日	訪問介護

○愛媛県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービスを廃止する旨の届出があった。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ訪問看護ステーション歩	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目486番地	令和7年3月31日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第580号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300768	さくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿 部 進	自立訓練（生活訓練）	A i l e ワークス宇和島	愛媛県宇和島市丸之内三丁目5番6号	令和7年2月28日
3810700082	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	愛媛県大洲市東大洲270番地1	藤 田 修	居宅介護	大洲市社会福祉協議会居宅介護事業所長浜	愛媛県大洲市長浜甲489番地の1	令和7年3月31日
3810700082	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	愛媛県大洲市東大洲270番地1	藤 田 修	重度訪問介護	大洲市社会福祉協議会居宅介護事業所長浜	愛媛県大洲市長浜甲489番地の1	令和7年3月31日
3810700082	社会福祉法人大洲市社会福祉協議会	愛媛県大洲市東大洲270番地1	藤 田 修	同行援護	大洲市社会福祉協議会居宅介護事業所長浜	愛媛県大洲市長浜甲489番地の1	令和7年3月31日
3850300124	株式会社アクティブモア	愛媛県宇和島市新町1丁目1番14号	久 徳 壮一郎	保育所等訪問支援	愛ほっと療育ステーション	愛媛県宇和島市佐伯町2丁目3番33号	令和7年3月31日
3810300156	社会福祉法人八つ鹿会	愛媛県宇和島市和霊元町2丁目4番27号	下 田 春 彦	就労定着支援	八つ鹿工房	愛媛県宇和島市和霊元町2丁目4番27号	令和7年3月31日
3850300116	さくぞのケアパーク株式会社	愛媛県宇和島市和霊元町四丁目1番12号	阿 部 進	保育所等訪問支援	なないろの羽 明倫ルーム	愛媛県宇和島市新田町一丁目1-30	令和7年3月31日

○愛媛県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津島町中央土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

○愛媛県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三間土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月30日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和7年8月1日（金）午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 1 会 場	東予地方局西条第二庁舎大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 2 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町1丁目4番地9	同 上
中 予 第 1 会 場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 1 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上

南 予 第 2 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上
-------------	------------------	----------------	-----

(2) 令和7年9月7日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 3 会 場	東予地方局西条第二庁舎大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 4 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町1丁目4番地9	同 上
中 予 第 2 会 場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 3 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 4 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

(3) 令和7年12月7日（日）午前9時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
東 予 第 5 会 場	東予地方局西条第二庁舎大会議室	西条市丹原町池田1611番地	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
東 予 第 6 会 場	東予地方局今治庁舎4階大会議室	今治市旭町1丁目4番地9	同 上
中 予 第 3 会 場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132番地	同 上
南 予 第 5 会 場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同 上
南 予 第 6 会 場	南予地方局八幡浜庁舎7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3番37号	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和7年8月1日の試験に係るものについては、6月27日（金）から7月18日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和7年9月7日の試験に係るものについては6月27日（金）から8月25日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和7年12月7日の試験に係るものについては、6月27日（金）から11月25日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局農林水産振興部森林林業課、東予地方局農林水産振興部森林林業課四国中央駐在、東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在、中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課、南予地方局農林水産振興部森林林業課愛南駐在、南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 狩猟免許申請手数料（愛媛県収入証紙によること。） 受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年5月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

小型バスの購入

(2) 購入物品名及び数量

小型バス 5台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年3月18日(水)

(5) 納入場所

愛媛県立大洲高等学校、愛媛県立八幡浜高等学校

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

令和7年7月14日(月)午前9時から令和7年7月15日(火)午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年7月15日(火)午前10時

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年7月1日(火)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Microbus, 5

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 15 July 2025
(3) For further information, please contact: Supplies
Procurement Section, Accounting Division, Treasury

Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho,
Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13—195

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13—17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）					
委託地方 公共団体	機 関		職	委託地方 公共団体	機 関		職		
省略				省略					
内子町	省略			内子町	省略				
	町長部 局	本庁	課（室）長 会計管理者 課付課長 <u>総務課長補佐</u> 総務課人事・給与係長 総務課財政係長		町長部 局	本庁	課（室）長 会計管理者 課付課長 <u>総務課長補佐</u> <u>総務課政策調整班長</u> 総務課人事・給与係長 総務課財政係長		
			省略					省略	
	教育委 員会	省略			教育委 員会	省略			
		教育 機関	省略			教育 機関	省略		
			学校給食 センター				省略	学校給食 センター （ <u>内子学 校給食セ ンターに 限る。</u> ）	
			省略					省略	
	省略				省略				
伊方町	省略			伊方町	省略				
	町長部 局	本庁	課長 課付課長 会計管 理者 総務課長補佐（人 事を担当するものに限 る。） 総合政策課長補 佐（予算を担当するもの に限る。） 総務課総務 管理係長 総合政策課財 政管理係長		町長部 局	本庁	課長 _____ 会計管 理者 総務課長補佐（人 事を担当するものに限 る。） 総合政策課長補 佐（予算を担当するもの に限る。） 総務課総務 管理係長 総合政策課財 政管理係長		
			省略					省略	
	教育委 員会	事務局			課長 _____	教育委 員会	事務局		<u>事務局長</u>
		教育	省略				教育	省略	

		機関				機関	公民館 (中央公民館に限る。)	館長
	省略					省略		
省略						省略		
鬼北町	省略					省略		
	町長部 局	本庁		課(室)長 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務財政課財政係長		町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務財政課庶務担当係長 総務財政課財政係長 総務財政課財政担当係長
		省略		—			省略	
	省略					省略		
愛南町	省略					省略		
	町長部 局	省略				町長部 局	省略	
		出先 機関	省略				出先 機関	省略
			あけぼの 荘	省略			あけぼの 荘	省略
			こども家 庭センタ 二	所長				
			省略				省略	
	省略					省略		
省略						省略		
備考 省略					備考 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
1～3 省略					1～3 省略				
4 老人ホーム					4 老人ホーム				
名 称	種類	所在地	指定年月日		名 称	種類	所在地	指定年月日	
省略					省略				
介護付き有料老人 ホームサンシティ 北条	省略				介護付き有料老人 ホームサンシティ 北条	省略			
ケアハウス友	軽費老人 ホーム	松山市築山町 7-14	令和7年5月 21日						

省略			
----	--	--	--

5・6 省略

省略			
----	--	--	--

5・6 省略